

(削除)

## 【前段階】未発生期

## 目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

## 主な対策：

- 1) 行政機関及び事業者等は事業継続計画等を策定する。
- 2) 感染防止等のリスクコミュニケーション（情報提供・共有）を図る。
- 3) 発生状況、感染拡大状況及び被害状況を把握するサーベイランスの体制を整備する。
- 4) プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。
- 5) パンデミックワクチンをできるだけ速やかに製造・供給できる体制を整備する。
- 6) プレパンデミックワクチンと抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。
- 7) 医療体制等の整備を行う。
- 8) 家きんにおける鳥インフルエンザの防疫対策を実施する。
- 9) WHO等の国際機関や主要先進国との連携を図り、鳥インフルエンザの発生状況に係る情報収集を行うとともに、調査研究の充実を図る。
- 10) 鳥インフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。

改定案	現行
(削除)	<p data-bbox="1182 204 1518 242">【第一段階】海外発生期</p> <p data-bbox="1182 252 1258 290">目的</p> <ol data-bbox="1182 300 1854 379" style="list-style-type: none"> <li>1) ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。</li> <li>2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol> <p data-bbox="1182 389 1317 427">主な対策</p> <ol data-bbox="1182 437 2065 1369" style="list-style-type: none"> <li>1) 海外での発生状況に関する継続的な情報収集及び国内外の関係機関との情報共有を進める。</li> <li>2) 発生国に滞在する在外邦人に対して必要な情報を速やかに伝達し、退避・帰国支援等必要な支援を行う。</li> <li>3) 新型インフルエンザ発生地への渡航自粛、航空機・旅客船の運航自粛等によりウイルス侵入のリスクを軽減する。</li> <li>4) 感染地域からの入国便に対して検疫を行う空港・海港を集約するとともに、入国者に対する健康監視・停留等の措置を強化する。</li> <li>5) 発生国からの外国人の入国を制限するために、査証審査の厳格化や査証発給の停止の査証措置をとる。</li> <li>6) 国内発生に備え、サーベイランス強化・医療体制の整備を進める。</li> <li>7) プレパンデミックワクチン接種の検討などを行い、接種が適切であると判断した場合には医療従事者や社会機能維持に関わる者に対する接種を開始する。</li> <li>8) パンデミックワクチンの開発・製造を開始する。</li> <li>9) 問い合わせに対応する相談窓口を設置する等、国民への情報提供を行う。</li> <li>10) 事業者に対し、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、要請する。</li> </ol>

(削除)

## 【第二段階】国内発生早期

目的：

1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。

主な対策：

- 1) 患者に対する感染症指定医療機関等への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。
- 2) 積極的疫学調査を行い、接触者に対しては外出自粛とした上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び健康観察を行う。
- 3) 地域住民全体への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や人の移動制限を伴うウイルス封じ込めの可否を判断する。
- 4) 発生した地域において、学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、个人防护の徹底の周知等の公衆衛生対策を実施する。
- 5) パンデミックワクチンの製造を進める。
- 6) 全国の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や職場での感染防止策を開始するよう要請する。
- 7) 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。

(削除)

## 【第三段階】感染拡大期／まん延期／回復期

目的：

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

主な対策：

## 改定案

## 現行

共通：

- 1) 住民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。
- 2) パンデミックワクチンの製造を進め、可能となり次第順次接種する。
- 3) 予防投与の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投与の必要性の有無を検討する。
- 4) 入国時の検疫対応等について、状況に応じて縮小する。

感染拡大期：

- 1) 地域での公衆衛生対策を継続して行う。
- 2) 感染している可能性がある者が受診する医療機関を限定し、医療機関を介した感染拡大を抑制しながら、患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置を行う。

まん延期：

- 1) 地域での公衆衛生対策を継続して行う。
- 2) 医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち軽症者は原則として自宅療養とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する。
- 3) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象者を原則として縮小する。予防投与の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投与の必要性の有無を検討する。
- 4) 重症者については、原則として全ての入院医療機関で受け入れて治療する。
- 5) 死亡者については、円滑な埋火葬対策を講じる。

回復期：

- 1) 公衆衛生対策を段階的に縮小させる。

(削除)

(削除 (前段参照))

【第四段階】小康期

目的:

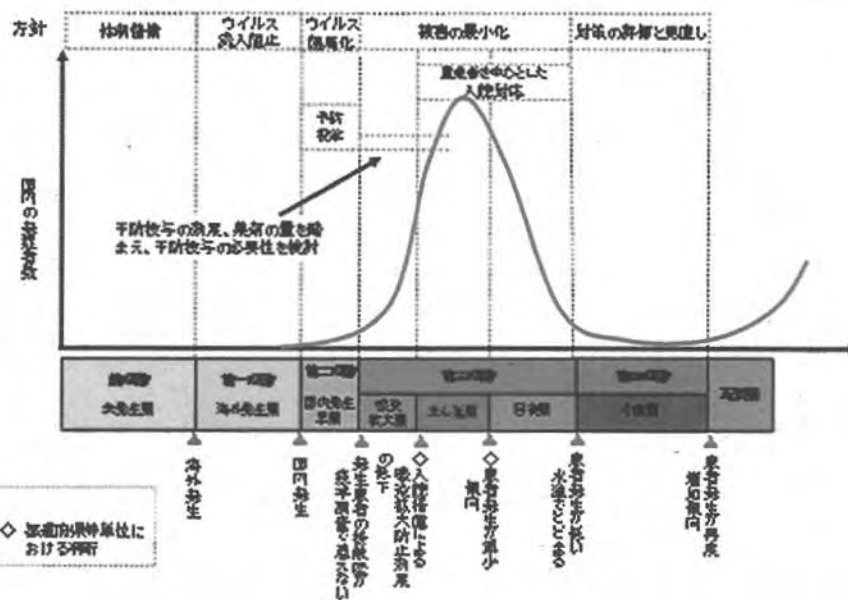
1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

主な対策:

1) 第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。

2) 不足している資器材、医薬品等の調達及び再配備を行う。

発生段階と方針



改定案	現行												
<u>(前段へ移行)</u>	<p>(参考) 改定前の行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 245 1646 296">【改定前】フェーズ分類</th> <th data-bbox="1646 245 2038 296">【現行】発生段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 296 1646 341">フェーズ1、2A、2B、3A、3B</td> <td data-bbox="1646 296 2038 341">【前段階】未発生期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 341 1646 386">フェーズ4A、5A、6A</td> <td data-bbox="1646 341 2038 386">【第一段階】海外発生期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 386 1646 430">フェーズ4B</td> <td data-bbox="1646 386 2038 430">【第二段階】国内発生早期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 430 1646 525">フェーズ5B、6B</td> <td data-bbox="1646 430 2038 525">【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 525 1646 569">後パンデミック期</td> <td data-bbox="1646 525 2038 569">【第四段階】小康期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「A」国内非発生 「B」国内発生</p>	【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階	フェーズ1、2A、2B、3A、3B	【前段階】未発生期	フェーズ4A、5A、6A	【第一段階】海外発生期	フェーズ4B	【第二段階】国内発生早期	フェーズ5B、6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期	後パンデミック期	【第四段階】小康期
	【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階											
	フェーズ1、2A、2B、3A、3B	【前段階】未発生期											
	フェーズ4A、5A、6A	【第一段階】海外発生期											
	フェーズ4B	【第二段階】国内発生早期											
	フェーズ5B、6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期											
後パンデミック期	【第四段階】小康期												



改定案	現行
<div data-bbox="73 336 1068 427" data-label="Section-Header"> <p><b>各段階における対策</b></p> </div> <p data-bbox="100 480 1070 560">以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。</p> <p data-bbox="100 612 1070 823">個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等に定めることとする。</p>	<p data-bbox="1115 252 1205 288">(表紙)</p> <p data-bbox="1361 475 1832 512"><u>新型インフルエンザ対策行動計画</u></p> <p data-bbox="1536 608 1659 644">&lt;各論&gt;</p>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザが発生していない状態。</u></li> <li>・ <u>海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</u></li> </ul> <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。</li> </ol> <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>新型インフルエンザは、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、地方公共団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</u></li> <li>2) <u>新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、国民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</u></li> <li>3) <u>海外での新型インフルエンザ発生を早期に察知するため、国際的な連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行う。</u></li> <li>4) <u>海外での新型インフルエンザ発生を防ぐことにつながる可能性があるため、鳥類等の動物のインフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。</u></li> </ol> <p><b>実施体制</b></p>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p>前段階 未発生期</p> <p><u>(新型インフルエンザが発生していない状態)</u></p> <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。</li> </ol> <p><b>実施体制と情報収集</b></p>
<p>【<u>体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国における取組体制を整備・強化するために、<u>関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定等を進めるとともに、これら未発生期における対策</u></li> </ul>	<p>【<u>国・地方自治体の連携強化と体制の整備</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国における取組体制を整備・強化するために、<u>初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定等を進める。(内閣官房、全省庁)</u></li> </ul>



改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <p><u>の実施状況を定期的にフォローアップする。(内閣官房、全省庁)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体や業界団体等と連携し、<u>新型インフルエンザの発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(内閣官房、全省庁)</u></li> <li>地方公共団体における行動計画、業務継続計画等の策定、<u>新型インフルエンザ対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。(厚生労働省、関係省庁)</u></li> <li>都道府県等が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行う。(厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)</li> </ul> <p><u>(トリーヒト感染については別途まとめる)</u></p> <p><u>(サーベイランス・情報収集の項へ移行)</u></p> <p>【国際間の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザの発生時に<u>国際機関や諸外国等と速やかに情報共有できる体制を整備する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体と連携し、<u>新型インフルエンザの発生に備え、訓練を実施する。(内閣官房、全省庁)</u></li> <li>地方自治体における行動計画、業務継続計画等の策定、<u>新型インフルエンザ対策に携わる医療従事者や専門家の養成等を支援する。(厚生労働省、関係省庁)</u></li> <li>都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行う。(厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)</li> </ul> <p>【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房・関係省庁)</u></li> </ul> <p>【情報収集】</p> <p>(略)</p> <p>【国際間の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行うとともに、新型インフルエンザの発生時に諸外</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>(トリーヒト感染については別途まとめる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・開発等に関する国際的な連携・協力体制を構築する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</li> <li>医療従事者や専門家、行政官等の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。(外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省)</li> </ul> <p>(サーベイランス・情報収集の項へ移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザの発生を想定した諸外国との共同訓練を実施する。(厚生労働省)</li> <li>新型インフルエンザ発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門家チームを編成する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</li> <li>国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省)</li> <li>ウイルス検体の、国際機関(WHO、OIE等)を通じた国際的な共有のあり方を検討する。(外務省、厚生労働省)</li> </ul>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p>国や国際機関と速やかに情報共有できる体制を整備する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・開発等に関する国際的な連携・協力体制を構築する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</li> <li>研究者、医療関係者、動物衛生専門家及び保健担当行政官の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。(外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省)</li> <li>海外でのサーベイランスの強化のため、国際機関(WHO、OIE等)や諸外国と連携する。(厚生労働省、農林水産省、外務省)</li> <li>新型インフルエンザの発生に備え、諸外国との共同訓練を実施する。(厚生労働省)</li> <li>疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門家チームを編成し、国際機関又は発生国からの要請に応じての派遣を検討する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</li> <li>国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省)</li> <li>ウイルス検体の、国際機関(WHO、OIE等)を通じた国際的な共有のあり方を検討する。(外務省、厚生労働省)</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p><b>サーベイランス・情報収集</b></p> <p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。</u>（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 情報収集源 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>国際機関（WHO、OIE等、国連食糧農業機関（FAO）</u></li> <li>✓ 在外公館</li> <li>✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター</li> <li>✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー</li> <li>✓ 独立行政法人動物衛生研究所</li> <li>✓ <u>地方公共団体</u></li> <li>✓ 検疫所</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">（この行動計画の外へ）</p> <p>【インフルエンザに関する通常のサーベイランス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、指定届出機関（約5,000の医療機関）において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する。</u>また、指定届出機関の中の約500</li> </ul>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p><b>サーベイランス</b></p> <p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。</u>（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 情報収集源 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）</u></li> <li>✓ 在外公館</li> <li>✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター</li> <li>✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー</li> <li>✓ 独立行政法人動物衛生研究所</li> <li>✓ <u>地方自治体</u></li> <li>✓ 検疫所</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【<u>家きんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。</u>（農林水産省、厚生労働省）</li> <li>・ <u>家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。</u>（農林水産省）</li> <li>・ <u>渡り鳥の飛来経路や高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況に関する調査を実施する。</u>（環境省）</li> </ul> <p>【<u>通常のインフルエンザに対するサーベイランス</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、約5,000の医療機関（指定届出機関）における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行うとともに、約500機関において、ウイル</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <p><u>の医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(厚生労働省)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(厚生労働省、文部科学省)</u></li> <li>・ <u>インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況を把握する。(厚生労働省)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <p><u>スの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。(厚生労働省)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数を把握する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>インフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスを実施するとともに、WHOのノイラミダーゼ阻害剤感受性モニターネットワークによる諸外国の情報収集を実施する。(厚生労働省)</u></li> </ul>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(トリーヒト感染については別途まとめる。)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>鳥インフルエンザ(H5N1)やその他の鳥インフルエンザ(四類感染症)の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>国内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID(感染症サーベイランスシステム)疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>ウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスを実施する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p><u>【新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザ発生時から開始するアウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システム</u></li> </ul>



改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <p>【調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザの国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や都道府県等との連携等の体制整備を図る。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>情報提供・共有</p> <p>【継続的な情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(厚生労働省、内閣官房)</u></li> <li>・ <u>手洗い、うがい、咳エチケットなど、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>コミュニケーションの体制整備として以下を行う。(厚生労働省、内閣官房)</u>  <u>新型インフルエンザ発生時に、発生状況に応じた国民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <p><u>ム、臨床情報共有システムの対象医療機関基準を策定し、都道府県に選定機関のリスト作成及び登録の実施を要請する。(厚生労働省)</u></p> <p>情報提供・共有</p> <p>【情報提供体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等とメールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムを構築する。(厚生労働省)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する(広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。</li> <li>➤ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。</li> <li>➤ 地域における対策の現場となる地方公共団体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</li> <li>➤ 新型インフルエンザ発生時に、国民からの相談に応じるため、国のコールセンターを設置する準備を進めるとともに、都道府県・市区町村に対し、コールセンターを設置する準備を進めるよう要請する。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザの発生段階ごとの国民への情報提供内容や媒体の検討を行う。また、新型インフルエンザの発生状況等についてメディア等への十分な説明を行うため、広報担当官を置く。(厚生労働省)</li> <li>・ 各省庁や関係団体のウェブサイト、Q &amp; Aの作成、各種広報等を通じ、新型インフルエンザ対策に関する情報提供を行う。また、新型インフルエンザの発生時に備え、国内外のネットワーク等のうち、情報提供に利用可能な媒体・機関について検討する。(関係省庁)</li> </ul>
<p>(トリーヒト感染については別途まとめ、それ以外は行動計画の外へ)</p>	<p>【鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した地方自治体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。(厚生労働省、農林水産省、環境省)</li> </ul>



改定案	現行
未発生期	前段階 未発生期
<p>予防・まん延防止</p>	<p>予防・まん延防止</p>
<p>(トリーヒト感染については別途まとめる)</p>	<p>【在外邦人への情報提供】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>在外邦人に対し、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。（外務省、厚生労働省）</u></li> </ul>
<p>(トリーヒト感染については別途まとめる)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策についての周知徹底するよう、要請する。（文部科学省）</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>発生国の日本人学校で、家きんを飼養している者に対し、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（文部科学省）</u></li> </ul>
<p>(この行動計画の外へ)</p>	<p>【家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策】</p>
	<p>(国内での発生予防)</p>
<p>(この行動計画の外へ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家きん疾病小委員会において防疫対策を検討するとともに、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、対応する。（農林水産省）</u></li> </ul>
<p>(この行動計画の外へ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高病原性鳥インフルエンザ発生国からの入国者の靴底消毒、車両の消毒等を実施する。（農林水産省）</u></li> </ul>
<p>(この行動計画の外へ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国内飼養家きんの発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。（農林水産省）</u></li> </ul>
<p>(この行動計画の外へ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となる事態に備えて、緊急接種用の家きん用のワクチンを備蓄する。（農林水産省）</u></li> </ul>
<p>(この行動計画の外へ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高病原性鳥インフルエンザの防疫対策として必要となる資器材（インフルエンザ迅速診断キット、マスク等）を確保するとともに、一般国</u></li> </ul>
<p>(この行動計画の外へ)</p>	
<p>(この行動計画の外へ)</p>	
<p>(この行動計画の外へ)</p>	
<p>(この行動計画の外へ)</p>	
<p>(この行動計画の外へ)</p>	
<p>(この行動計画の外へ)</p>	
<p>(この行動計画の外へ)</p>	
<p>(この行動計画の外へ)</p>	

改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p>民の需要急増が予測される衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。(農林水産省、厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)</u></li> </ul> <p>(国内で発生した場合の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県に対して、感染家きん等への防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)について助言することにより、感染拡大を防止する。(農林水産省)</u></li> <li>・ <u>高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、家きん用の備蓄ワクチンを使用する。(農林水産省)</u></li> <li>・ <u>殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)</u></li> <li>・ <u>都道府県に対して、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御(ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)について必要な支援及び要請を行う。(農林水産省、厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する。(農林水産省)</u></li> <li>・ <u>発生確認後速やかに感染経路究明チームを立ち上げ、感染源・感染経路に係る調査を開始する。(農林水産省)</u></li> <li>・ <u>発生情報について、OIEに通報する。(農林水産省)</u></li> <li>・ <u>防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>(この行動計画の外へ)</p> <p>【対策実施のための準備】</p> <p>(個人レベルでの対策の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。(厚生労働省)</li> </ul> <p>(地域・社会レベルでの対策の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、国内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。(厚生労働省)</li> </ul> <p>(衛生資器材等の供給体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を</li> </ul>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p>う。(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行うよう都道府県に要請する。(厚生労働省)</li> </ul> <p>(輸入動物対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸入された鳥が、国内において感染鳥であったことが判明した場合には、関係する自治体と連携し、追跡調査等を実施する。必要に応じて殺処分等の措置を行う。(厚生労働省)</li> <li>高病原性鳥インフルエンザの発生国からの生きた鳥類、家きん肉等の輸入を停止する。(農林水産省、厚生労働省)</li> <li>輸入可能な国・地域からの鳥類・家きん肉等の輸入に関しては、高病原性鳥インフルエンザに係る無病証明等を輸出国衛生証明書により確認するとともに、家きん・家きん肉等は検疫を実施し、侵入を防止する。(農林水産省、厚生労働省)</li> </ul> <p>【人への鳥・新型インフルエンザの感染防止策】</p>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <p><u>把握する仕組みを確立する。(厚生労働省)</u></p> <p>(水際対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策関係者のために、インフルエンザに関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、<u>個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。(関係省庁)</u></li> <li><u>新型インフルエンザの発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。(関係省庁)。</u></li> <li>感染したおそれのある者を停留するための<u>集約海空港の周囲の宿泊施設の確保を進める。(厚生労働省)</u></li> <li><u>検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、地方公共団体その他関係機関の連携を強化する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">(トリーヒト感染については別途まとめる。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">(トリーヒト感染については別途まとめる。)</div>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <p>(水際対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策関係者のためのマスク、ガウン等の個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。(関係省庁)</li> <li>新型インフルエンザの発生に備え、感染したおそれのある者を停留するための宿泊施設の確保を進める。(厚生労働省)</li> <li>検疫所は、<u>鳥インフルエンザ(H5N1)について、サーモグラフィ一等を用いて入国者の体温を計測することにより、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法(昭和第26年法律第201号)に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等水際対策を強化する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>(国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。(厚生労働省)</u></li> </ul>



改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁)</u></li> <li>・ <u>鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)に対しては、出国自粛を要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>国内発生情報について、国際保健規則(IHR)に基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)</u></li> </ul>
<p><b>ワクチン</b></p> <p>(後段へ移行)</p>	<p><b>ワクチン</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>医療</b></p> <p>【地域医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、日本医師会等の関係機関と調整し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>都道府県等が、原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、<u>地域の中核的医療機関(国立病院機構、大学附属病院、公立病院等)</u>を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者</u></li> </ul>	<p><b>医療</b></p> <p>【地域医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、関係機関と調整し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>都道府県が、原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、<u>国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体</u></u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <p>と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するよう支援する。(厚生労働省、消防庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療提供体制について協議、確認を行うことなどを、都道府県等の行動計画に具体的な内容を定めておくよう必要な助言等を行う。また、都道府県等の意見を踏まえ、都道府県等の要請に応じて対応した場合における被災補償等の医療従事者が不利益を被らない工夫について検討を行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>都道府県等に対し、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、<u>新型インフルエンザ患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。(厚生労働省)</u></u></li> </ul> <p>【国内感染期に備えた医療の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国内感染期に備え、都道府県等に対し、以下を要請する。(厚生労働省)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成を支援すること。</u></li> <li>➢ <u>地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等(国立病院機構、国立大学附属病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備すること。</u></li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <p>制の整備を推進するよう支援する。(厚生労働省、消防庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等に対し、<u>発熱外来を行う医療機関等の準備や感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等)の整備を進めるよう要請する。(厚生労働省)</u></u></li> </ul> <p>【まん延期の医療の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第三段階のまん延期に備え、都道府県等に対し、次の点について要請する。(厚生労働省)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、支援すること。また、医療機関における使用可能な病床数を試算すること。</u></li> <li>➢ <u>地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等(公立病院、日赤病院、済生会病院、国立病院、国立大学附属病院、労災病院等)で入院患者を優先的に受け入れること。</u></li> </ul> </li> </ul>



改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握すること。</u></li> <li>➤ 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。</li> <li>➤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、<u>必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討すること。</u></li> <li>➤ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザの発生に備えた準備を要請する。（文部科学省）</li> <li>・ <u>地域感染期</u>においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。（消防庁）</li> </ul> <p>【ガイドラインの策定、研修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。</li> <li>➤ 地域の医療機能維持の観点から、<u>新型インフルエンザ患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討すること。</u></li> <li>➤ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザの発生に備えた準備を要請する。（文部科学省）</li> <li>・ <u>第三段階のまん延期</u>においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。（消防庁）</li> </ul> <p>【ガイドラインの策定、研修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <p>に周知する。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等と協力し、<u>医療従事者等</u>に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。(厚生労働省)</li> </ul> <p>【医療資器材の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び都道府県等は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。<u>都道府県等</u>に対し、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう、要請する。(厚生労働省)</li> </ul> <p>【検査体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザに対する<u>迅速診断キット</u>の開発を促進する。(厚生労働省)</li> <li>都道府県等に対し、地方衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査を実施する体制を整備するよう要請し、<u>その技術的支援</u>を行う。(厚生労働省)</li> </ul> <p>【医療機関等への情報提供体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(トリーヒト感染については別途まとめる。)</p>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <p>知する。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等と協力し、<u>医療関係者等</u>に対し、国内発生を想定した研修を行う。(厚生労働省)</li> </ul> <p>【医療資器材の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び都道府県等は、<u>第三段階のまん延期に備え</u>、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）をあらかじめ備蓄・整備する。<u>都道府県</u>に対し、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう、要請する。(厚生労働省)</li> </ul> <p>【検査体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザに対する<u>高感度検査キット</u>の開発を促進する。(厚生労働省)</li> <li>都道府県等に対し、地方衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査を実施する体制を整備するよう要請する。(厚生労働省)</li> </ul> <p>【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>都道府県等</u>に対し、<u>感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者</u>に対し、迅速かつ確実な診断を行い、<u>確定診断がされた場合に、陰圧病</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>(医療の項に項目統合)  <b>【抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。(厚生労働省)</li> </ul> <p><b>【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。(厚生労働省)</li> <li>新たな抗インフルエンザウイルス薬について、情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討する。(厚生労働省)</li> </ul>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p>床の使用等感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等に対し、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)</li> <li>都道府県等に対し、感染症法に基づく二類感染症である鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)について、入院等の措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)</li> <li>積極的疫学調査を実施するとともに、都道府県等に対して、積極的疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(埋火葬等)等の実施を要請する。(厚生労働省)</li> </ul> <p><b>抗インフルエンザウイルス薬</b></p> <p><b>【科学的知見の収集・分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。(厚生労働省)</li> </ul> <p><b>【備蓄】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。(厚生労働省)</li> <li>新たに開発されている抗インフルエンザウイルス薬についても、情報収集や支援を行い、全体の備蓄割合を検討する。(厚生労働省)</li> <li>在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。(外</li> </ul>



改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。(外務省)</li> </ul> <p>【抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(厚生労働省)</li> </ul>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p>務省)</p> <p>【流通体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関(企業内診療施設を含む。)や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(厚生労働省)</li> </ul>
<p><b>ワクチン</b></p> <p>【研究開発】</p> <p>(パンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ発生後、<u>ワクチン製造用のウイルス株が決定</u>されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。(厚生労働省)</li> </ul> <p>(後段へ移行)</p> <p>【ワクチン確保・供給体制】</p> <p>(プレパンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を</li> </ul>	<p><b>ワクチン</b></p> <p>【研究開発、製造・備蓄】</p> <p>(パンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ発生後、ウイルス株が<u>同定</u>されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。(厚生労働省)</li> <li><u>細胞培養等による製造体制が整備されるまでの間、鶏卵によるパンデミックワクチンの製造体制において可能な限りの生産能力の向上を図る。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p>(プレパンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を</li> </ul>

改定案	現行									
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>行うこととし、その原液の製造・備蓄を進める。(厚生労働省)</p> <p>(削除 (行動計画には記載しない。))</p>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p>行うこととし、その原液の製造・備蓄を進める。(厚生労働省)</p> <p>(参考) プレパンデミックワクチンの備蓄状況</p>									
<p>➢ ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、プレパンデミックワクチン製造に必要な新しい分離ウイルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。</p>	<table border="1" data-bbox="1106 384 2063 560"> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>原液約 1,000 万人分備蓄</td> <td>(ベトナム株/インドネシア株)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>原液約 1,000 万人分備蓄</td> <td>(中国・安徽株)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>原液約 1,000 万人分備蓄予定</td> <td>(中国・青海株)</td> </tr> </table> <p>➢ ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、プレパンデミックワクチン製造に必要な新しい分離ウイルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。</p> <p>➢ <u>ワクチン製造に必要な鶏卵等の確保など、プレパンデミックワクチンの製造に係る準備作業を進める。</u></p>	平成 18 年度	原液約 1,000 万人分備蓄	(ベトナム株/インドネシア株)	平成 19 年度	原液約 1,000 万人分備蓄	(中国・安徽株)	平成 20 年度	原液約 1,000 万人分備蓄予定	(中国・青海株)
平成 18 年度	原液約 1,000 万人分備蓄	(ベトナム株/インドネシア株)								
平成 19 年度	原液約 1,000 万人分備蓄	(中国・安徽株)								
平成 20 年度	原液約 1,000 万人分備蓄予定	(中国・青海株)								
<p>(削除)</p> <p>➢ <u>プレパンデミックワクチンについて、新型インフルエンザの発生後、迅速な接種が行えるよう、必要量をあらかじめ製剤化した形で備蓄する。</u></p>	<p>(新規)</p>									
<p>(パンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>細胞培養法等による製造体制が整備されるまでの間、鶏卵によるパンデミックワクチンの製造体制において可能な限りの生産能力の向上を図る。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>パンデミックワクチンの審査のあり方について検討を行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>全国民分のパンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築す</u></li> </ul>	<p>(前段に記載)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>									

改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>る。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>細胞培養法等の新しい製造法が開発され、<u>全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるまでは、輸入ワクチンの確保の基本的考え方とそのプロセスについて定めておく。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p>【プレパンデミックワクチンの事前接種】 (後段へ移行)</p> <p>【接種体制の構築】 (<u>プレパンデミックワクチン</u>) (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>プレパンデミックワクチンの接種の対象となる医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲や接種順位に係る考え方を平素から整理しておく。プレパンデミックワクチンの接種が必要な者の数を把握する。</u>(厚生労働省、関係省庁)</li> <li><u>都道府県等や業界団体と協議して、接種の役割分担（実施主体、費用負担等）、接種の枠組を策定し、予防接種法における法的位置づけを明確にするなど、発生時にプレパンデミックワクチンを速やかに接種する体制を構築する。</u>(厚生労働省、総務省、関係省庁)</li> </ul>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <p>(新規)</p> <p>【プレパンデミックワクチンの事前接種】 (略)</p> <p>【接種体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>都道府県・市区町村等と協力して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。</u>(厚生労働省、総務省、関係省庁)</li> <li><u>ワクチンの接種が円滑に行われるよう、国民的な議論を踏まえ、都道府県や業界団体の協力を得て、接種の対象者や順位を明らかにする。</u> (厚生労働省、関係省庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>プレパンデミックワクチンの接種の対象となる医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲や接種順位を策定する。</u></li> <li>➢ <u>プレパンデミックワクチンの接種が必要な者の数を把握する。</u></li> </ul> </li> </ul>



改定案	現行
<p style="text-align: right;">未発生期</p> <p>(パンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全国民に対し、速やかにパンデミックワクチンを接種可能な体制を構築する。(厚生労働省、総務省、関係省庁)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことを基本として、都道府県等と協議して、接種の役割分担(実施主体、費用負担等)、集団的な接種の実施基準等の接種の枠組を策定し、予防接種法における法的位置づけを明確にする。</u></li> <li>➢ <u>接種の実施主体が、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等や、接種の場所、接種の周知・予約方法等、接種の具体的な実施方法について策定できるよう、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。</u></li> <li>➢ <u>新型インフルエンザ発生後の状況を想定した上で、状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を策定する。</u></li> </ul> </li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図る。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【プレパンデミックワクチンの事前接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等を実施し、得られた結果の評価等に基づき、発生時に即時に第一線に対応する医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを新型インフルエンザの未発生期の段階で事前接種</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;">前段階 未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>全国民を対象としたパンデミックワクチンの接種順位を検討する。</u></li> </ul> <p>【プレパンデミックワクチンの事前接種】</p> <p>プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等を実施し、得られた結果の評価等に基づき、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを新型インフルエンザの発生前に接種することについて検討を行う。さらに、安全性等</p>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <p>することについて検討を行う。さらに、安全性等の評価を踏まえ、プレパンデミックワクチンの<u>事前接種</u>を段階的に拡大していくことについても検討を行う。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前接種の検討結果を踏まえ、事前接種を実施する場合は、<u>接種対象者や接種の枠組等を整理し、適切に対応する。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p>(「コミュニケーション」の項(前段)へ移行)</p> <hr/> <p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p><b>【事業継続計画の策定促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、<u>新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請するとともに、その準備状況を定期的に確認する。</u>特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。(関係省庁)</li> <li><u>社会機能の維持に関わる事業者の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザの発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。</u>(関係省庁)</li> </ul> <p><b>【物資供給の要請等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>地方公共団体と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <p>の評価を踏まえ、プレパンデミックワクチンの接種を段階的に拡大していくことについても検討を行う。(厚生労働省)</p> <hr/> <p><b>情報提供・共有</b></p> <p><b>【情報提供体制の構築】</b></p> <p>(略)</p> <hr/> <p><b>社会・経済機能の維持</b></p> <p><b>【事業継続計画の策定促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、<u>新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。</u>特に社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を支援する。(関係省庁)</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>未発生期</i></p> <p><u>し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。(関係省庁)</u></p> <p>【社会的弱者への生活支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村に対し、<u>地域感染期における高齢者、障害者等の社会的弱者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【火葬能力等の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県に対し、<u>市区町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備しておくよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>前段階 未発生期</i></p> <p>【社会的弱者への生活支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村に対し、<u>第三段階のまん延期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【火葬能力等の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県に対し、<u>火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行って置くよう要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">海外発生期</p> <p>海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザが発生した状態。</li> <li>・国内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態。</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul> <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ウイルスの国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生<u>の遅延と早期発見に努める。</u></li> <li>2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol> <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、地方公共団体、医療機関、事業者、国民に準備を促す。</li> <li>5) 検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、社会機能維持のための準備、プレパンデミックワクチンの製剤化・接種、パンデミックワクチンの製造開始等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>	<p style="text-align: right;">第一段階 海外発生期</p> <p>第一段階 海外発生期</p> <p>(海外で新型インフルエンザが発生した状態)</p> <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ウイルスの国内侵入をできるだけ<u>阻止する。</u></li> <li>2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>



## 改定案

## 海外発生期

## 実施体制

## 【政府の体制強化】

- ・ 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行った場合には、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部を設置し、水際対策等の初動の基本的対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し、全ての国務大臣が出席する「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」を開催し、水際対策等の初動の基本的対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ 政府対策本部は、ウイルスの特性、感染拡大の状況等に応じ、専門家の意見を踏まえ、更なる基本的対処方針を決定する。(内閣官房、全省庁)

## 【国際間の連携】

(削除)

## 現行

## 第一段階 海外発生期

## 実施体制と情報収集

## 【政府の体制強化】

- ・ 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行った場合には、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、水際対策等の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し、全ての国務大臣が出席する「新型インフルエンザ対策関係閣僚会議」を開催し、水際対策等の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)
- ・ 新型インフルエンザ対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、水際対策等に関する基本的対処方針を決定する。(内閣官房、全省庁)

## 【国際間の連携】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関等を通じて必要

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>海外発生期</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際機関又は発生国からの要請に応じ、未発生期に編成した海外派遣専門家チームの派遣を検討する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</li> <li>発生国に対しWHOが行う支援への協力を行う。(厚生労働省、外務省、関係省庁)</li> </ul> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: right;"><i>第一段階 海外発生期</i></p> <p>な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。(厚生労働省、外務省、文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WHOコラボレーションセンター等との情報共有、協力</li> <li>ウイルス株の同定・解析に関する協力</li> <li>当該ウイルス株の入手</li> <li>症例定義の見直し・決定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際機関又は発生国からの要請に応じ、未発生期に編成した専門家チームの派遣を検討する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</li> <li>発生国に対しWHOが行う封じ込めへの協力を行う。(厚生労働省、外務省、関係省庁)</li> <li>国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。特にワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携・協力体制を構築する。(厚生労働省、文部科学省、関係省庁)</li> </ul>
<p><b>サーベイランス・情報収集</b></p> <p>【国際的な連携による情報収集等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外での新型インフルエンザの発生状況について、国際機関（WHO、OIE 等）等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。(厚生労働省、外務省、文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス株に関する情報</li> <li>疫学情報（症状、症例定義、致死率等）</li> <li>治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>サーベイランス</b></p>





改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>海外発生期</i></p> <p>発生の把握を強化する。(厚生労働省、文部科学省)</p> <p><b>【調査研究】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザウイルス株を入手した段階で、国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査を行うなど、対策に必要な調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)</u></li> </ul> <hr/> <p><b>情報提供・共有</b></p> <p><b>【情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(関係省庁)</u></li> </ul> <p><b>【コールセンターの設置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>Q&amp;A等を作成するとともに国のコールセンターを設置する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>都道府県・市区町村に対し、Q&amp;A等を配布した上、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第一段階 海外発生期</i></p> <hr/> <p><b>情報提供・共有</b></p> <p><b>【情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>各国の発生状況等を詳細に情報提供し、国民への注意喚起を行う。また、関係省庁のホームページの内容等について随時更新する。(関係省庁)</u></li> <li>・ <u>メディア等に対し、適宜、広報担当官から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p><b>【相談窓口の設置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県に対し、Q&amp;A等を配布した上、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁又は保健所に設置し、適切な情報提供ができるよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>国民からの相談に応じるため、コールセンターを設置する。(厚生労働省)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">海外発生期</p> <p>に反映する。(厚生労働省)</p> <p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(厚生労働省)</li> </ul> <p>【相談窓口の設置】 (前段に移行(略))</p>	<p style="text-align: right;">第一段階 海外発生期</p> <p>【相談窓口の設置】 (前段に移行(略))</p>
<p>予防・まん延防止</p> <p>【国内での感染拡大防止策の準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、都道府県等に対し、以下を要請する。(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li>患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進めること。</li> <li>検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>【感染症危険情報の発出等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4の宣言前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討を勧告する。(外務省)</li> <li>WHOがフェーズ4を宣言した等、海外での新型インフルエンザの発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や</li> </ul>	<p>予防・まん延防止</p> <p>【感染症危険情報の発出等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4の宣言前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討を勧告する。(外務省)</li> <li>WHOがフェーズ4を宣言した等、新型インフルエンザの発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>海外発生期</u></p> <p>現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性について情報提供を行う。(外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>検疫所は、関係機関と協力して、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザの発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ 事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係省庁)</li> </ul> <p>【水際対策】 (発生疑いの場合の対策開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4の宣言前であっても、質問票の配布等、検疫の強化により入国時の患者の発見に努めるなど、水際対策を開始する。(関係省庁)</u></li> </ul> <p>(<u>検疫の強化</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>検疫の強化については、新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、海外の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行う。なお、追加された情報や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。(関係省庁)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>検疫所においては、全入国者に対して航空・船舶会社等の協力を得ながら、入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードを配布する。また、発生国からの入国者に対し、質問票の配布</u></li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>第一段階 海外発生期</u></p> <p>療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性について情報提供を行う。(外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係省庁)</li> </ul> <p>【水際対策】</p> <p>(<u>検疫体制の強化</u>)</p>



改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>海外発生期</u></p> <p><u>22及び診察<sup>23</sup>等を実施し、有症者の隔離<sup>24</sup>や感染したおそれのある者の停留<sup>25</sup>・健康監視<sup>26</sup>等を行う。停留・健康監視等の対象となる者の範囲については、科学的知見を踏まえ決定する。質問票等により得られた情報は、必要に応じて地方公共団体に提供する。</u></p> <p><u>(厚生労働省)</u></p> <p>➤ <u>停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、国内検疫実施場所を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。</u></li> <li>✓ <u>客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応する。</u></li> <li>✓ <u>貨物船については、検疫集約港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。</u></li> </ul> <p>➤ <u>航空機・船舶の長から、検疫所に対して発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者が乗っているとの到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（隔離、マ</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>第一段階 海外発生期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>厚生労働省は、関係省庁と協議の上、発生国から来航する航空機・船舶について、検疫法に基づき、その状況に応じて事前に国内検疫実施場所を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>旅客機等については成田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。</u></li> <li>・ <u>客船については横浜港、神戸港及び関門港等で対応する。</u></li> <li>・ <u>貨物船については、検疫集約港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>航空機・船舶の長から、検疫所に対して発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者が乗っているとの到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスク</u></li> </ul>

<sup>22</sup> 検疫法第12条

<sup>23</sup> 検疫法第13条

<sup>24</sup> 検疫法第14条第1項第1号

<sup>25</sup> 検疫法第14条第1項第2号

<sup>26</sup> 検疫法第18条第4項、感染症法第15条の3

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>海外発生期</i></p> <p>スクの着用、<u>有症者へ接触する者の限定等</u>)について、航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(健康監視の記載は前段へ移行)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発生国から第三国経由で入国する者に対し、航空・船舶会社等の協力を得ながら、検疫法に基づく質問票の配付や旅券の出国証印の確認を実施するなど、発生国での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。(厚生労働省、法務省、国土交通省)</li> <li>➤ <u>検疫の強化に伴い、検疫所、地方公共団体その他関係機関の連携を強化する。</u>(厚生労働省、関係省庁)</li> <li>➤ <u>検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。</u>(警察庁・海上保安庁)</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第一段階 海外発生期</i></p> <p>の着用、<u>客室乗務員の特定等</u>)について、航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>検疫所は、発生国からの入国者に対し、質問票の配付及び診察等により、<u>新型インフルエンザに感染している可能性に応じた振り分けを行い、次の措置を行う。</u></u>(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>有症者について、疫学的情報等を勘案し、<u>新型インフルエンザに感染している可能性がある場合には、検体の採取を行い、原則として検疫所にてPCR検査を実施するとともに、隔離措置を行う。</u></u></li> <li>➤ <u>濃厚接触者については、<u>停留施設等において検疫所長が定める期間内の停留を行う。</u></u></li> <li>➤ <u>同乗者及び発生国からの入国者については、<u>健康監視を実施する。</u></u></li> </ul> </li> <li>・ 発生国から第三国経由で入国する者に対し、航空・船舶会社等の協力を得ながら、検疫法に基づく質問票の配付や旅券の出国証印の確認を実施するなど、発生国での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。(厚生労働省、法務省、国土交通省)</li> <li>・ <u>我が国に来航する航空機・船舶から、<u>インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、<u>検疫所、地方自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。</u></u></u>(厚生労働省、関係省庁)</li> <li>・ <u>検疫体制の強化に伴い、<u>検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。</u></u>(警察庁・海上保安庁)</li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>海外発生期</i></p> <p>(外国人の入国制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生国の在外公館において査証発給を行う際、査証審査の厳格化や査証発給の停止等の査証措置を行う。(外務省)</li> <li>入国審査や税関において、新型インフルエンザに感染している者又は感染している可能性のある者を発見した場合、直ちに検疫所に通報し指示を仰ぎ、検疫手続に差し戻す。(法務省、財務省)</li> </ul> <p>(密入国者対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生国からの密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続をとる。(法務省、警察庁、海上保安庁)</li> <li>発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行う。(法務省、警察庁、海上保安庁)</li> <li>感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。(警察庁、海上保安庁)</li> </ul> <p>(水際対策関係者の感染防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策関係者について、プレパンデミックワクチンの接種のほか、個人防護具の着用、患者からウイルスの曝露を受けた場合の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の感染防止策を講じる。(関係省庁)</li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第一段階 海外発生期</i></p> <p>(外国人の入国制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生国の在外公館において査証発給を行う際、査証審査の厳格化や査証発給の停止等の査証措置を行う。(外務省)</li> <li>入国審査や税関において、新型インフルエンザに感染している者又は感染している可能性のある者を発見した場合、直ちに検疫所に通報し指示を仰ぎ、検疫手続に差し戻す。(法務省、財務省)</li> </ul> <p>(密入国者対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生国からの密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続をとる。(法務省、警察庁、海上保安庁)</li> <li>発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行う。(法務省、警察庁、海上保安庁)</li> <li>感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。(警察庁、海上保安庁)</li> </ul> <p>(水際対策関係者の感染防止策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策関係者について、プレパンデミックワクチンの接種のほか、個人防護具の着用、<u>感染曝露後</u>の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の感染防止策を講じる。(関係省庁)</li> </ul>



改定案	現行
<p style="text-align: right;"><u>海外発生期</u></p> <p>(航空機等の運航自粛要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生国における<u>地域封じ込め、WHOによる発生国又はその地域への運航自粛勧告がなされた場合等</u>、<u>新型インフルエンザの国内への侵入を防止するため必要と考えられる場合には</u>、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、<u>国際的な整合性等に配慮しつつ</u>、航空会社や船舶会社に対し、<u>発生地域から来航又は発航する航空機・旅客船の運航自粛等を要請する</u>。(国土交通省、厚生労働省、外務省)</li> </ul> <p>【在外邦人支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生国に滞在・留学する邦人に対し、<u>直接または国内の各学校等を通じ</u>、<u>感染予防のための注意喚起を行うとともに</u>、発生国において<u>感染が疑われた場合の対応等について周知する</u>。(外務省、文部科学省、関係省庁)</li> <li><u>帰国を希望する在外邦人については</u>、<u>可能な限り定期航空便等の運航が行われている間の帰国が図られるよう</u>、<u>関係各国とも連携の上</u>、<u>定期便の運行情報の提供や</u>、<u>増便が必要な場合の航空会社への依頼等必要な支援を行う</u>。(外務省、国土交通省)</li> <li>定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国の状況を踏まえ、<u>帰国に際しては検疫が強化されていることに留意しつつ</u>、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、<u>対処方針を決定する</u>。(外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁)</li> </ul> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: right;"><u>第一段階 海外発生期</u></p> <p>(航空機等の運航自粛要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザの国内への侵入を防止するため必要と考えられる場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行った上、<u>国際的な整合性等に配慮しつつ</u>、航空会社や船舶会社に対し、<u>発生地域から来航又は発航する航空機・旅客船の運航自粛等を要請する</u>。(国土交通省、厚生労働省、外務省)</li> </ul> <p>【在外邦人支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生国に滞在する邦人に対し、<u>感染予防のための注意喚起を行うとともに</u>、発生国において<u>感染が疑われた場合の対応等について周知する</u>。(外務省)</li> <li>定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国の状況を踏まえ、<u>国内への受入体制(検疫、停留場所等)に留意しつつ</u>、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、<u>対処方針を決定する</u>。(外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁)</li> <li>国内の各学校等に対し、<u>新型インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する</u>。(文部科学省)</li> </ul>



改定案	現行
<p style="text-align: right;">海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、必要に応じ、在外公館備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の授与等を検討する。</u> (外務省、関係省庁)</li> </ul>	<p style="text-align: right;">第一段階 海外発生期</p>
<p><b>医療</b></p> <p>【<u>新型インフルエンザの症例定義</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザの症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p>【<u>医療体制の整備</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等に対し、以下を要請する。</u>(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザに罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。</u></li> <li>➢ <u>帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。</u></li> <li>➢ <u>帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。</u></li> <li>➢ <u>新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行い、確定診断を行う。</u></li> </ul> </li> </ul>	<p><b>医療</b></p> <p>【<u>新型インフルエンザの症例定義</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザの症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。</u>(厚生労働省)</li> </ul>
<p>【<u>帰国者・接触者相談センターの設置</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県等に対して、以下を要請する。</u>(厚生労働省)</li> </ul>	<p>【<u>発熱相談センターの設置</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県及び市区町村に対して、発熱相談センターを設置するよう</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>海外発生期</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>帰国者・接触者相談センターを設置する。</u></li> <li>➤ <u>発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</u></li> </ul> <p>【医療機関等への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【検査体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ウイルス株の情報に基づき、国立感染症研究所において、新型インフルエンザに対するPCR検査体制を確立する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>都道府県等に対し、地方衛生研究所において新型インフルエンザに対するPCR検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備するよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>新型インフルエンザ迅速診断キットの実用化を図る。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>都道府県等や医療機関に対し、必要な場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(厚生労働省)</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第一段階 海外発生期</i></p> <p><u>要請する。(厚生労働省)</u></p> <p>【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>都道府県等や医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(厚生労働省)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;">海外発生期</p> <p><b>ワクチン</b></p> <p><b>【ワクチンの確保・供給体制】</b></p> <p>(プレパンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザ発生後、国家備蓄しているプレパンデミックワクチンのうち、発生したウイルスに対して有効性が期待できるものについて、直ちに原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>(パンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザウイルス株の特定後、国立感染症研究所に対して、直ちにワクチン製造株の開発、作製を行うよう指示する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>ワクチンの製造株及び鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始するよう、ワクチン製造会社に要請する。通常のインフルエンザワクチンの生産時期に当たる場合には、製造ラインを直ちに中断して新型インフルエンザワクチンの製造に切り替える等、生産能力を可能な限り最大限に活用するよう、ワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>新型インフルエンザウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果をワクチン製造会社に指示する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>パンデミックワクチンの承認について、プロトタイプワクチン、プレパンデミックワクチンに関するデータを活用して、短期間に適切に審査・承認を行う。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>国内でのワクチン確保を原則とするが、国際的な状況にも配慮しながら、必要に応じて、輸入ワクチンを確保する。確保されたワクチ</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;">第一段階 海外発生期</p> <p><b>ワクチン</b></p> <p><b>【研究開発・製造】</b></p> <p>(プレパンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザ発生後、直ちに国家備蓄しているプレパンデミックワクチン原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)</u></li> </ul> <p>(パンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型インフルエンザウイルス株の特定後、鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始するよう、ワクチン製造会社に要請する。通常のインフルエンザワクチンの生産時期に当たる場合には、製造ラインを直ちに中断して新型インフルエンザワクチンの製造に切り替える等、生産能力を可能な限り最大限に活用するよう、ワクチン製造会社に要請する。(厚生労働省)</u></li> <li>・ <u>新型インフルエンザウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果をワクチン製造会社に指示する。(厚生労働省)</u></li> </ul>

改定案	現行
<p style="text-align: right;"><i>海外発生期</i></p> <p>ンについては、円滑に接種の実施主体に供給されるよう調整する。 (厚生労働省)</p> <p>【接種体制】 (プレパンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直ちにプレパンデミックワクチンの接種及びその法的位置づけ等を決定し、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、<u>集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て接種を行う。</u> (厚生労働省)</li> <li><u>発生した新型インフルエンザに関する情報、予め整理された接種の範囲・順位に係る考え方を踏まえ、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の具体的な範囲及び接種順位を決定する。</u>(厚生労働省、関係省庁)</li> </ul> <p>(パンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ウイルスの特徴を踏まえ、接種の法的位置づけ等について決定する。</u> (厚生労働省)</li> <li><u>全国民が速やかに接種できるよう、新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、接種の実施主体に具体的な接種体制の準備を進めるよう要請する。</u>(厚生労働省)</li> <li><u>プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まずパンデミックワクチンを、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。</u>(厚生労働省、関係省庁)</li> <li><u>医療従事者及び社会機能の維持に関わる者以外の者への接種順位について、予め整理された接種の範囲・順位に係る考え方、重症化し</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><i>第一段階 海外発生期</i></p> <p>【接種方針】 (プレパンデミックワクチン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ワクチン製造会社による製剤化が済み次第、直ちにプレパンデミックワクチンの接種を決定し、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。</u>(厚生労働省)</li> </ul> <p>(パンデミックワクチン)</p>